

監査公表第23号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
監査委員事務局

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和7年1月24日～令和7年3月26日

第5 監査の方法
令和6年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

監査委員事務局

意見

- 1 監査要領の作成や定例監査の指摘事項及び意見に対する各課の対応に係るフォローアップの充実は、監査の効果を上げるうえで改善につながるものと思われるので、検討を進めていただきたい。
- 2 現在の職員数は最低限の人数と思われる。市役所全体が慢性的な人員不足の状態にある中で拡充は困難であるので、事務の効率化を着実に進めていただきたい。
- 3 随意契約については、具体的な理由を明確にして事務が行われるよう、担当部署による研修の実施を含めて、調整を図るようにしていただきたい。
- 4 計画策定業務の委託については、策定作業の多くを業者に任せることになるため、新城市の実情をしっかりと反映させた計画にしていくための仕様の設定やしっかりした策定体制を課内で構築する必要がある。そのことを監査が確認できる方法について検討していただきたい。